

平成 23 年度 事業報告書

(平成 23 年 4 月 1 日から同 23 年 12 月 31 日)

一般財団法人運動器の 10 年・日本協会

1. 会員の状況（平成 23 年 12 月末現在）

参加団体会員	43 団体（新規加入・日本運動器疼痛学会）
参加協力会員	9 団体（新規加入・全日本軟式野球連盟）
支援会員	8 団体
特別賛助会員	3 団体
賛助会員（ゴールド）	2 団体
賛助会員（シルバー）	5 団体（新規加入・ヤンセンファーマ(株)）

2. 諸会議・会合

評議員会	設立時評議員会	2 月 5 日(土)	学士会館	
理事会	第 1 回（設立時理事会）	2 月 24 日(木)	如水会館	
	第 2 回	4 月 21 日(木)	本郷ハイツ事務局	
	第 3 回	7 月 30 日(土)	如水会館	
	第 4 回	10 月 27 日(木)	日本整形外科学会会議室	
業務執行理事会	第 1 回	4 月 5 日(火)	第 2 回	5 月 12 日(木)
	第 3 回	6 月 23 日(木)	第 4 回	7 月 23 日(土)
	第 5 回	9 月 1 日(木)	第 6 回	9 月 21 日(水)
	第 7 回	10 月 17 日(月)	第 8 回	12 月 8 日(木)
	会員連絡協議会（兼総会）		7 月 30 日(土)	如水会館

出席者 > 参加団体会員 20 団体 参加協力会員 3 団体 支援会員 1 団体
特別賛助会員 3 社 賛助会員 6 社

3. 主たる事業

1) 学校における運動器検診体制の整備・充実事業

1. 委員会委員の選任

担当理事	武藤 芳照	東京大学政策ビジョン研究センター
委員長	内尾 裕司	島根大学医学部整形外科学
副委員長	高橋 敏明	愛媛大学医学部整形外科運動器学
委員	柴田 輝明	北本整形外科・埼玉県医師会理事
	鬼木 泰成	熊本大学医学部整形外科学教室
	森原 徹	京都府立医科大学大学院医学研究科
	川上 紀明	名城病院
	高橋 真	高橋整形外科医院・京都府医師会理事

2. 委員会開催

第 1 回 11 月 23 日（祭） 於：本郷ハイツ

3. 事業の概要

11 月 16 日に、文部科学省を訪ね中川正春・文部科学大臣並びに布村幸彦・スポーツ・青少年局長宛に、「学校における健康診断の改善」要望書を手渡し、児童・生徒の体力・運動能力の低下及びスポーツ障害の予防に結びつくよう、学校における健康診

断の改善を図ることを重ねて要望した。なお、同様の要望書は、民主党の前原誠司・政調会長、日本医師会の原中勝征会長にも提出した。

また、第1回委員会では運動器検診の実施体制と実施方法の整備について、『運動器検診の実施要項（2011年版）』の内容、構成について意見交換をした。

さらに今後の取り組みとして、日本医師会学校保健委員会及びその作業部会と学校保健関係者（学校医、養護教諭、各地域の教育委員会・医師会学校医部会など）と連携・協力する方策について協議した。

これらの作業を推進するため、各委員に各5万円の助成金（35万円）を支給した。

2) スクールトレーナー養成にかかわる調査・研究事業

1. 委員会の構成

運動器の10年・日本協会・担当理事

高岸 憲 二 群馬大学大学院医学系研究科機能運動外科学 教授

武藤 芳 照 東京大学政策ビジョン研究センター 教授

日本理学療法士協会・担当委員

内山 靖 (社)日本理学療法士協会副会長

名古屋大学医学部保健学科理学療法学専攻 教授

小林 寛 和 日本福祉大学リハビリテーション学科理学療法学専攻 教授

小柳 磨 毅 大阪電気通信大学医療福祉工学部理学療法学科 教授

2. 委員会の開催

第1回 11月12日（土） 於：本郷ハイツ

3. 事業の概要

スクールトレーナー養成事業の推進に際し、まず、日本理学療法士協会で、「学校保健に関わる理学療法士の活動調査」について下記の内容で都道府県理学療法士会に実態調査を実施した。平成24年2月中に集計がなされる予定。

3) 中高年の運動器健康推進事業

1. 委員会委員の選任

担当理事 田辺 秀樹

委員長 田中 伸哉 (埼玉医科大学 整形外科 講師)

委員 織田 弘美 (埼玉医科大学 整形外科 教授)

宮島 剛 (埼玉医科大学 整形外科 講師)

奥田 憲之 (奥田整形外科医院 院長)

中田 代助 (中田整形外科内科クリニック 院長)

2. 委員会開催

第1回 12月1日（木） 於：本郷ハイツ

出席者：委員全員出席

3. 事業の目的

地域医療機関および住民検診においてFRAXによる評価をおこない、骨粗鬆症スク

リーニング法として有用であるか否か明らかにすること。

4. 調査方法の検討事項

第1回委員会において、下記の調査方法について意見交換を行い、24年度の実施に向け住民に対するアンケート方法などを検討した。

対象) 毛呂山町および日高市の地域医療機関を受診した50歳以上の住民

方法) 受診、健診時にFRAXの質問項目について問診をおこなう(方法は対話法もしくはアンケート法による)。骨折リスク判定をinternet上のツールを用いておこない、結果を本人に連絡する。10年間の骨折危険率が8%以上となった住民には二次検診を勧め、埼玉医科大学病院における腰椎骨密度測定をおこなう。

評価) 骨粗鬆症の診断ガイドラインに則り腰椎骨密度<70%YAM (young adult mean) を骨粗鬆症と判定しFRAXの値を用いてROC curveを作成し、適当なカットオフ値を設定する。さらに、このカットオフ値をもちいて“骨粗鬆症の疑い”と判断した場合の感度、特異度、正診率を明らかにする。

また、骨粗鬆症の薬物治療開始基準に該当する者(2006年版骨粗鬆症の予防と治療ガイドラインに準拠)に対しては薬物治療を開始する。

4) 運動器疼痛対策事業の調査・研究事業

委員会開催

- 第1回 7月22日: 松山全日空ホテル
- 第2回 8月1日: インターネット会議
- 第3回 9月4日: インターネット会議
- 第4回 10月12日: インターネット会議
- 第5回 11月20日: 千里ライフサイエンスセンター

事業の進捗状況のまとめ

①運動器の痛みの実態および必要性に関する調査

疫学研究の普及: (厚生労働研究: 慢性の痛み研究事業やそれ以外のデータの普及) 戸山、牛田

- 1) 運動器の痛みの患者人口、社会的背景、具体的な疾患の推計、社会的ニーズについて調査している。尾張旭市2600名を対象に行なったデータの解析中。
- 2) 難治性運動器疼痛疾患(脊髄障害性疼痛、Failed Back Syndrome、難治性Enthesis、人工関節置換術後の残存痛など)については個別に調査を行なっている。インターネットアンケートについては1月中旬に予定

理学療法:

理学療法の有用性について過去の論文などをReviewし、ホームページへの掲載を準備している。

②薬物療法の適正使用に関する調査

運動器疼痛においてオピオイドおよび神経障害性疼痛などの鎮痛補助薬の使用にかかる適応、限界などについて調査し、医療者、国民に対して周知を図るため、インターネットに掲載するための資料を準備中。

③情報の集約と発信に関する事業

教育資財の収集を行い、ホームページに発信する事を開始している

運動器の10年関連事業として、運動器の10年の活動であることが分かるような形にした上で、NPO いたみ医学研究情報センター（国からの支援を受けている）のホームページに掲載を進めている。

運動器の痛み市民セミナーの開催

運動器の痛みへのより良い対応などについて、これまでの知見から市民に対してセミナーを行い、運動器の痛みについてのアンケートも実施した。

1) 愛知県尾張旭市（H23年9月27日）

市民公開講座「痛みについて考えよう！」

「なぜ肩・膝・腰などの痛みがとれないの？」

牛田享宏（愛知医科大学学際的痛みセンター）

「痛みとの上手なつきあい方」

西原真理（愛知医科大学学際的痛みセンター）

2) 大阪府豊中市（H23年11月20日）

市民公開講座「痛みのエキスパートに聞く」

「あなたの痛み、それでいいの？やっていいことと悪いこと」

北原 雅樹（慈恵医科大学ペイン 准教授）

「膝の痛みとうまく付き合う方法」

宗田 大（東京医科歯科大整形教授）

5) 救急外傷センターの創設に関する調査・研究事業

1. 委員会委員の選任

アドバイザー	松下 隆	帝京大学整形外科	主任教授
委員長	三上 容司	横浜労災病院整形外科	副院長
委員	井口 浩一	埼玉医科大学総合医療センター 高度救命救急センター	講師
	黒住 健人	帝京大学外傷センター	准教授
	坂本 哲也	帝京大学救急医学	主任教授
	鈴木 卓	北里大学救命救急センター	講師
	土田 芳彦	札幌東徳州会病院外傷センター	センター長
	野田 知之	岡山大学整形外科	講師

2. 委員会開催

第1回 10月29日（土） 於：新潟大学医学部

3. 調査

各委員に依頼し、わが国における外傷診療体制の現状、米国、ドイツ、イギリスの外傷センターの現状に関する調査、資料収集を行った。

4. 報告書作成

各委員が収集した資料を分析・検討し、「我が国の外傷診療体制の在り方に関する調

査報告書」を作成した。

6) 運動器の健康に関する広報事業

担当理事 新井 貞男

① 広報用季刊誌「MOVING」創刊

A4版8ページで年4回(8月、11月、2月、5月)発行。フロントページは著名人へのインタビュー記事で毎回運動器の健康について自身のエピソードを語ってもらう企画のほか参加団体の活動状況を順次紹介するコーナーや一般市民向けに運動器に関するQ&Aを設けた。

参加関係団体をはじめ、全国の市民公開講座を通じて一般市民への配布を推進するほか、都道府県の各保健所にも配布協力を依頼している。年度内創刊号は42,000部、第2号は32,000部を印刷、各1000部余り残し順調に配布協力が得られた

② BJDロゴマーク更新によるバッジの制作、頒布

ロゴマークの更新によりBJDバッジ(2010~2020)を1万個制作したが、その後配布状況好調のため5000個を追加制作した。有償配布は1個200円(消費税込)とした。なお、年度内有償頒布は6,890個、無償配布は1,730個となった。

ロゴマークの更新によりデータをCD化(100枚)して参加団体、賛助会員などに配布した。

③ 広報啓発活動用にロゴマークと標語のポスター制作

BJD新ロゴマークと「動く喜び 動ける幸せ」の標語をレイアウトしたポスター縦横2種類を各800枚制作、参加関係団体に配布した。

④ 協会活動紹介パンフレットの改訂

一般財団法人設立に伴い協会活動内容紹介パンフレットを6000部制作、さらに23年度参加会員団体の確定後、全参加関係団体を記載したパンフレットに改訂した。

改訂版は参加団体会員の増加が見込まれるので当面の1000部を制作した。

⑤ 特別賛助会員の広報協力

i. 久光製薬㈱

久光製薬㈱のCMで「久光製薬は運動器の10年世界運動を支援しています」を挿入、年度内1585番組で各4回スポットCMが流れ、およそ6000回の露出となった。また、運動器を広く周知するため制作していた「ご存知ですか 運動器」を改訂し、24年度に更新版を配布できる準備を進めている。

ii. エーザイ㈱

2005年に発刊した、まんが本「大人も知らないからだの本」がその後も好評で、年度内に小学生を対象にしたグループなどに約500冊を無償配布、これまでに発行当時の累計で203,100冊を配布した。在庫は3,300冊。

iii. 第一三共㈱

9月23日発行の日本経済新聞社の全国版広告紙面で「運動器の重要性」と題して山本博司理事長のインタビューをはじめ、運動器の10年・日本協会の活動を紹介した。

7) 成長期のスポーツ外傷予防啓発事業

I. 担当委員会の構成

委員長	高岸 憲二 (群馬大学大学院)
副委員長	別府 諸兄 (日整会理事)
同	内山 靖 (日本理学療法士協会副会長)
委員	正富 隆 (行岡病院) 帖佐 悦男 (宮崎大学医学部)、 松浦 哲也 (徳島大学医学部) 田鹿 毅 (群馬大学医学部) 岡部 敏幸 (掛川市立総合病院) 坂本 雅昭 (群馬大学大学院) 宗像 豊巳 (全日本軟式野球連盟専務理事)

II. 委員会開催

第1回 11月23日(祭) 於：本郷ハイツ

III. 事業推進の基本方針の策定

全日本軟式野球連盟と提携し、以下の事業について、各委員の意見交換と資料の準備を行った。

- 1) 成長期の投球障害予防と啓発のための提言をまとめる。
- 2) 成長期の投球障害がなぜ起こるか、またその予防のための講習会開催の準備を行う。
- 3) 成長期の投球障害早期発見のための検診体制の整備とデータ収集方法の検討を行う。

IV. 各推進事業の課題

1) 提言のまとめ

全日本軟式野球連盟と協議し、同連盟傘下の加盟チームに呼びかける提言を策定する。

- ① たとえば週2日を完全休みとするなど、オーバーユースの戒めに関する提言
- ② 成長期のスポーツ外傷がなぜ起きるか、端的に理解できる警句を提言する
- ③ 運動の前後で行うセルフチェックの励行を呼びかける

2) 指導者講習会の開催

全日本軟式野球連盟と協議し、全国9地区を目標に、指導者、保護者を対象にした講習会を実施する。24年度から当面3ヵ年計画で開催地を選定する。なお、講習会の開催に当たっては、以下の準備を検討する。(講習内容の均一化を図る)

- ① 講師向けの講演資料をCDにまとめ配布する。
- ② 講習会受講者に配布する資料を作成する。
- ③ 日本高等学校野球連盟編集の「ピッチスマートⅢ」を前2項制作の参考にし、資料複製の許諾手続きを取っておく。
- ④ スポーツ整形外科専門医の中から講師依頼の適任者リストを作成する。講師を担当する打合会の開催ができればベスト。
- ⑤ 講習会で、理学療法士が担当するストレッチやクールダウンなどのコンディショニングについての講演資料をCDにまとめ配布する。同じく「ピッチスマートⅢ」からの引用可能。
- ⑥ スポーツ現場で実績のある理学療法士の中から講師依頼の適任者リストを作成する。講師を担当する研修会の開催ができればベスト。

- ⑦ 全日本軟式野球連盟で、講習会開催のモデル地区を設定する。
- ⑧ 講習会に派遣する講師は、将来を見据えて可能な限り開催地周辺から委嘱する。

3) 検診体制の整備とデータ収集

成長期にある少年野球選手のスポーツ外傷予防と啓発のため、活動の実態と障害発生の相関を研究する。そのため必要なデータを収集・集約、研究し、さらなる予防対策策定の資料とする。また、科学的なデータを得るためには、検診体制を整備し、統一した検査方法により実施する必要がある。

また、全日本軟式野球連盟で制定した投球制限規定の今後の取り扱いの根拠となるデータを収集する。

- ① 全日本軟式野球連盟で全国的な活動実態の把握に努める。
- ② 少年野球の選手たちのスポーツ外傷の早期発見のため、児童・生徒や指導者、保護者が日々の活動現場でできるチェックマニュアルを策定、ハンドブックを編集し、全日本軟式野球連盟の加盟チームに配布できるようにする。
- ③ スポーツ整形外科専門医による関節機能検査（基本として上肢中心）のマニュアルを策定する。策定に当たっては、大阪府軟式野球連盟の協力を実施したパイロット検診のメニューを土台に検討する。同時に検査に必要な人員、所要時間などを提示する。
- ④ 前項検査マニュアルを策定し、検査方法をVTRに収録し、検査担当医師に配布する。また、検査実施後の本委員会へのデータ収集方法も検討しておく。
- ⑤ 検診実施に当たっては、事前の準備として受診者への現在までの活動の概要アンケート、保護者の同意書、要2次検診者の受診病院の整備と検査結果の収集を検討する。
- ⑥ 全日本軟式野球連盟において、児童・生徒の検診を実施するに際し、実施の時期や検診の会場などを検討する。
- ⑦ すでに全国各地で取り組んでいる検診実施システムとの調整、連携をどのように図るか、検討が必要。

V. 成長期のスポーツ障害予防講習会講師派遣

年度内、下記3会場で開催された講習会に講師を派遣した。

(申請者)	(講習会の名称)	(開催日)	(派遣講師)
大阪府私立小学校連合会	小学校全国教員夏季研修会	23/8/17	森原 徹先生 (京都府立医大病院)
北区小学校養護教諭研究部会	北区小学校養護教諭研究会	23/8/23	洞口 敬先生 (駿河台日大病院)
東京都軟式野球連盟	成長期のスポーツ外傷予防講習会	23/12/10	高岸憲二先生 坂本雅昭先生ほか (群馬大学大学院)

4. BJD 国際本部との連携

1) BJD 国際会議

10月14日からレバノン・ベイルートで「2011ワールドネットワークカンファレンス」開催が予定されていたが、外務省海外渡航安全情報で「渡航見合わせ」の要請が出たため、当協会からの役員派遣を見合わせた。

2) e - poster の提出

10月7日に、2011年の諸行事について、e - poster にまとめ、BJD国際本部に提出した。

5. 附属規定の制定

一般財団法人設立に当たり、年度内下記の規定を制定及び改正した。

1) 役員等候補者選出委員会規則

役員等候補選出委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人運動器の10年・日本協会（以下「この法人」という。）の定款第10条第1項、第22条第1項、第26条に規定する役員等候補選出委員会の設置に関し必要な事項を定め、かつその運営の円滑化を図ることを目的とする。

(設置及び任務)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、役員等候補選出委員会（以下「選出委員会」という。）を設置する。

2 選出委員会は、この法人の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の選任及び解任の候補者を選出し、評議員会に提出することを任務とする。

(構成)

第3条 選出委員会は、評議員会会長を含む評議員5名で構成する。

2 選出委員会の議長は、評議員会会長が就任する。

3 選出委員会の評議員会会長を除く他の委員は、評議員会において選任する。

(招集及び開催)

第4条 選出委員会は、評議員会会長が、役員等の選任及び解任を行う評議員会の開催に先立ち招集し、開催する。

(選出方法)

第5条 選出委員会の決議は、選出委員会委員の3分の2以上の出席をもって行う。

2 選出委員会は、この法人の理事、監事及び評議員の選任及び解任の候補者をそれぞれ審議し、多数決により、理事、監事及び評議員それぞれの選出必要人数以上の候補者を選定する。

3 前項の選定に当たり、評議員会会長は、理事会に対しその候補の提出を依頼できる。

(情報提供)

第6条 理事会は選出委員会における前条の審議に当たり、評議員会会長の要請があった場合は、下記各号の情報を提供しなければならない。

(1) 選出する理事、監事及び評議員の候補者の経歴、選任理由、この法人の他の理事、監事及び評議員との関係その他の理事、監事及び評議員の候補者に関する情報

(2) 解任する理事、監事及び評議員の候補者に関する情報

(候補者名簿及び議事録)

第7条 選出委員会は議事終了後速やかに候補者名簿及び議事録を作成し、議長及び出席した選出委員会委員が議事録に記名押印し、その候補者名簿と議事録を評議員会に提出しなければならない。

(任期)

第8条 選出委員会の委員の任期は、その評議員としての任期と同一とし、再任を妨げない。

2 選出委員会の委員は、辞任又は任期満了後においても、第3条第1項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬)

第9条 選出委員会の委員は、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

2 選出委員会の委員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(施行)

第11条 この規定は平成23年2月5日から実施する。

2) 役員等旅費規定 (改正)

役員等旅費規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、用務のため出張する評議員、理事、監事、各種委員会委員（以下役員という）に支給する旅費に関する金額を定め、円滑な運営に資するものとする。

(旅費の計算基準)

第2条 出張の経路は特別の事由のある場合のほか、目的地に達する最も経済的な通常の経路及び方法によらなければならない。

2 特殊の交通機関を利用しようとする場合は、あらかじめ理事長の承認を得るものとする。

(旅費の計算)

第3条 交通機関の運賃は運賃表により、運賃表のない場合は実費による。

2 実費額はその費用を証明するに足りる証票を提出するものとする。

(旅費の請求)

第4条 旅費の支給を受けようとする者は、必要事項を記載して事務局に提出するものとする。

2 概算払いにかかる旅費の支給を受けた者は、出張が完了した日から7日以内に旅費の精算をしなければならない。

(旅費の区分)

第5条 旅費を区分して国内旅費と国外旅費とする。

(旅費の調整)

第6条 特殊の事情により、この規定により難しい場合は、理事長の承認を得てその一部又は全部を増減額し、若しくは打ち切り旅費として支給することがある。

第2章 国内旅費

(国内旅費)

第7条 国内旅費は、運賃、座席指定特急料、グリーン料金を支給する。

2 原則として空路が必要な場合は、通常期の航空運賃及び空港までの運賃を支給する。

3 片道が50km未満の場合は、通常交通機関の実費額を支給する。

(宿泊費)

第8条 宿泊費は宿泊日数に応じて1泊につき、18,000円(宿泊費、夕食代を含む、金額は全国平均による。)支給する。

(日当)

第9条 役員の日当は、1日につき3,000円(昼食代を含む)を支給する。ただし、会議以外の出張で、片道が100km未満の日帰り出張については日当を支給しない。

(旅費の支払い)

第10条 会議の旅費は、当該会議の終了後、2週間以内に当該役員が指定する口座に振り込むものとする。

第3章 国外旅費

(国外の旅費)

第11条 国外出張の旅費は、交通費、打ち切りの宿泊料および日当とする。

第12条 交通費のうち、航空運賃はビジネスクラスの往復正規料金を上限とする範囲で支給する。

2 航空運賃の支給については領収書を提示し、支払いを受けるものとする。

3 国外の交通費は可能な限りその費用を証明するに足りる証票を提出するものとする。

(宿泊費及び日当)

第13条 国外の宿泊料は1泊当たり打ち切り宿泊料および日当として300米ドル(宿泊費、昼食代、夕食代を含む、金額は世界平均による)とする。

2 宿泊日数以外の日当は1日当たり50米ドル(昼食代含む)とする。

附 則

(規定の改廃)

第14条 この旅費規定の改廃は、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得るものとする。

(施行)

第15条 この規定は平成23年2月5日から実施する。

3) 会員会費規定(改正)

会員会費に関する規定

第1条 定款第29条第1項(権限)および第42条(規則等への委任)に基づき、この細則を定める。

第2条 参加団体会員の年会費は会員数に応じ別表のとおりとする。

第3条 賛助会員の年会費はゴールド300万円、シルバー100万円、ブロンズ50万円とする。

第4条 この規定の改定は、理事会の議決を経るものとする。

附則

この規定は、平成23年4月21日から施行する。

別表 参加団体会員の年会費

会員数	年会費	会員数	年会費
-----	-----	-----	-----

1,000名未満	5万円	10,000名以上 12,000名未満	60万円
1,000名以上 2,000名未満	10万円	12,000名以上 14,000名未満	70万円
2,000名以上 4,000名未満	20万円	14,000名以上 16,000名未満	80万円
4,000名以上 6,000名未満	30万円	16,000名以上 18,000名未満	90万円
6,000名以上 8,000名未満	40万円	18,000名以上	100万円
8,000名以上 10,000名未満	50万円		

備考 本表によりがたい場合は、理事会が別に定めることができる。

4) ロゴマーク規定 (改正)

Bone and Joint Decade (BJD) ロゴマーク使用規定

(目的)

第1条 この規定は、一般財団法人運動器の10年・日本協会（以下「本協会」という）定款第4条第6項に基づき「運動器の10年」世界運動の事業ならびに国内外の普及・啓発活動とその推進を図るため、運動器の10年 (BJD) に参加を表明した全参加団体、参加個人の BJD ロゴマークの使用に関する基準を定める。

(マーク)

第2条 ロゴマークの絵柄は、別図（原画）のとおりとする。

(基準等)

第3条 使用基準等は、次のとおりとする。

- (1) 使用範囲は、第1条の目的に合致するもの。
- (2) 本協会は BJD International Coordinating Council から許可された範囲内でロゴマークの使用、および使用許可を出すことができる。利用が許可される範囲は次のとおりとする。基本的には非営利な範囲に限る。同一ページに商品 PR と BJD ロゴマークを掲載する等、誤解を招くおそれがある場合は使用不可。
 - a. レターヘッド、封筒など通信連絡用アイテム
 - b. 市民、保健行政関係者に向けた印刷物、放送用資料
 - c. 教材、研究会・学会誌、抄録集など
 - d. 広報ニュース、年次報告等
 - e. ホームページ
- (3) 型式の基準は次のとおりとする。
 - a. 色は PMS#286 または白黒とする。
 - b. サイズは最低でも高さ1インチ。文字がつぶれないこと。

(対象事業等)

第4条 使用を認める事業等は、次のとおりとする。

- (1) 本協会の事業として行う諸活動
- (2) 会員の事業として行う非営利な諸活動
- (3) 前各号以外に本協会が認めたもの

(使用制限)

第5条 使用者が次の各号に違反した場合は、ロゴマークの使用を禁止することとする。

- (1) 本ロゴマークおよび本協会の名誉を傷つけ、信用を失墜し、品位を下げるような使用をしてはならない。
- (2) 第1条の目的のため使用するものとし、それを手段として直接的に営利を得ることがあってはならない。

(手続)

第6条 第4条第3号によるロゴマークの使用承認手続きは本協会理事長に対し、文書により申請をしなければならない。申請があった場合は、理事会の議を経て決定する。決定の通知は使用に関する条件等を付した文書により行うものとする。

(補則)

第7条 この規定に定めがなく、実施上補足を要する事項は、その都度理事会の定めるところによる。

(附則)

1. この規定は、平成19年1月13日から実施する。
2. この規定は、理事会の議決により改定することができる。
3. 平成23年4月1日、一般財団法人設立に伴い団体名など一部変更。
4. 平成23年4月1日、BJD国際本部ロゴマーク表記変更により意匠変更。

5) 事業推進積立金規定

事業推進積立金規定

(通則)

第1条 この法人の事業を適切かつ厳正に運営するため、一般財団法人運動器の10年・日本協会事業推進積立金規定（以下「積立金」という）を設ける。

(使 途)

第2条 この積立金は、勘定科目を、特定資産の中に区分、設定し、その使途は、一般財団法人運動器の10年・日本協会定款第2章第4条に定める事業の実施に限定する。

(構 成)

第3条 この積立金は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 積立金とすることを指定して寄附された財産
- ② 理事会で積立金に繰り入れることを決議した財産

(管 理)

第4条 この積立金は、元本回収が安全、確実で、かつ高い運用益が得られる方法により理事長が管

理・保管する。

(処分の制限)

第5条 この積立金は、この法人の事業遂行上やむを得ない事由が生じたときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て処分することができる。

(規定の変更)

第6条 この規定を変更するときは、理事会において承認を得なければならない。

(附 則)

第7条 この規定は、平成23年10月27日から施行する。

6) 資産運用管理規定

資 産 管 理 運 用 規 定

(目的)

第1条 この規定は、一般財団法人運動器の10年・日本協会（以下この法人という。）の資産の執行方針、運用手続きについて定め、資産の適正かつ効率的な運用を図り、もって目的事業の安定的かつ継続的な進展に寄与することを目的とする。

(運用される財産)

第2条 この規定において運用の対象とする財産は、この法人が保有する財産のうち、不動産、無体財産権並びに寄附者の意思若しくは理事会の決議により、財産保有形態が指定されている財産を除くこの法人の裁量により効率的に運用すべき資産とする。

(資産の運用担当者)

第3条 資産の運用責任者は、理事長とする。

2 理事長は、理事会の承認を得て、理事の中から資産運用執行担当者を任命することができる。

3 前2項の理事は、善良な管理者の注意をもって資産の運用に当たるとともに、法令及び定款の定めるところに従い、この法人のために忠実に職務を執行しなければならない。

4 理事長は、翌事業年度における資産運用の執行方針及び計画につき、理事会の承認を得なければならない。

(資産の運用基本方針)

第4条 この法人の保有する資産については、資産の積み立て目的、運用可能期間等その資産の特性を勘案し、適正な運用に努めなければならない。

(資産運用の対象)

第5条 運用対象は、資産の区分に応じそれぞれ次のとおりとする。

(1) 基本財産

- ① 金融機関への円建て預貯金
- ② 元本保証の金銭信託
- ③ 日本国国債

(2) その他の資産

- ① 金融機関への円建て預貯金

- ② 元本保証の円建て金銭信託
 - ③ 日本国債
 - ④ 地方債
 - ⑤ 政府保証債
 - ⑥ 日々決算を行う円建て追加型公社債投資信託
 - ⑦ 円建て公社債投資信託
 - ⑧ 次項に定める範囲内の円建て債券
- 2 前項第2号⑧に定める円建て債権は、次項に規定する格付け機関のうち、少なくとも2格付け機関以上がA+と格付けしているものとする。
- 3 格付け機関は次のとおりとする。
- (1) ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's)
 - (2) スタンダード・アンド・プアーズ (S&P)
 - (3) 格付投資情報センター (R&I)
 - (4) 日本格付研究所 (JCR)
- 4 第1項第1号及び第2号の資産運用対象の検討は、毎年度、資産運用委員会に置いて審議を行い、適宜、理事長に報告する。資産運用委員会の委員は、理事の中から理事長が任命する。
- (理事会への資産運用状況の報告)

第6条 理事長は、資産の運用状況につき、年1回又は必要に応じて理事会に報告しなければならない。

(資産の運用事務手続き)

- 第7条 第3条第2項に定める資産運用執行担当者は、資産の運用に当たっては、関係金融商品を調査し、関係役員等との協議を経た後に、関係書類を添付して理事長の決裁を受けなければならない。
- 2 運用に係る金融商品が満期になり、引き続き同種の金融商品で運用を行う場合についても、前項規定に準じ事務処理を行われなければならない。
 - 3 運用に係る金融商品について、満期に至るまで継続することができない特別な事情が発生したときは、資産運用執行担当者は速やかに理事長と協議し、適切な措置を講じなければならない。

(補則)

第8条 この規定に定めるもののほか、資産の運用に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(規定の改廃)

第9条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

(附 則)

この規定は、平成23年10月27日から施行する。

6. 運動器関連事業申請の許可

- 1) 運動器疾患／骨・関節フォーラム (後援申請) 全国8カ所
申請者>メジカルレビュー社
- 2) 元気 Run Run 札幌ハーフ&トリムマラソン (後援申請)

- 申請者>NPO 法人地球元気村（風間深志代表）
- 3) 第 11 回大学生・高校生のためのスポーツ医学セミナー（開催協力）
- 主催>日本整形外科スポーツ学会

以 上